**西いぶり広域連合新中間処理施設整備に係る生活環境影響調査についての生活環境の保全上の見地からの意見書**

年　月　日

西いぶり広域連合長 様

住所

氏名

電話

法人等にあっては事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名

西いぶり広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例第6条第2項の規定により、次のとおり意見を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 施設の名称 | 西いぶり広域連合新中間処理施設 |
| 生活環境の保全上の見地からの意見 |  |

**意見書の提出要領**

**1．意見書の記載方法**

・住所、氏名は必ず記載してください。

・意見は、生活環境影響調査に関するものに限ります。

※意見書は任意の様式でも提出できますが、以上の2点の記載がないものは受付できませんので、ご注意ください。

**2．意見書の提出先**

（持参する場合）

・西いぶり広域連合総務課（室蘭市石川町22番地2）

・室蘭市生活環境部環境課（室蘭市幸町1番2号）

・登別市総務部総務グループ（登別市中央町6丁目11番地）

・伊達市経済環境部環境衛生課（伊達市鹿島町20番地1）

・豊浦町町民課（豊浦町字船見町10番地）

・壮瞥町住民福祉課（有珠郡壮瞥町字滝之町287番地7）

・洞爺湖町経済部環境課（虻田郡洞爺湖町栄町58番地）

（郵送する場合）

・西いぶり広域連合総務課　　室蘭市石川町22番地2

（電子メールで送付する場合）

・西いぶり広域連合総務課　　somu@union.nishi-iburi.lg.jp

**3.意見書の提出期間**

令和2年6月25日から令和2年7月8日　必着

**4．意見書を提出できる方**

室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町に住所を有する個人及び法人その他の団体

**5．意見書への回答について**

意見書提出期間終了の2週間後を目途に、西いぶり広域連合のホームページ上で公開いたします。

**6．その他注意事項**

・意見書に記載された個人情報については、生活環境影響調査の縦覧手続きの目的のためにのみ使用し、その取扱いには十分留意し、他の目的には使用いたしません。

・提出されたご意見に対しては、個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。